

大分県障がい者スポーツ協会 スポーツ用具貸出事業 申請～返却の流れ（借用希望者）

①借用申請書を提出

借用希望者は、大分県障がい者スポーツ協会ホームページより**借用申請書**の様式を取得し、記入の上、FAXまたはメールで**大分県障がい者スポーツ協会に提出。**

※ホームページ閲覧環境がない場合は、借用申請書をFAXでお送りすることも可能ですので、お問合せください。

②貸出票の発行

申請書受理後、**大分県障がい者スポーツ協会が**、用具保管場所と貸出しの可否と受渡日程等を調整し、貸出票を発行。**貸出票を借用希望者にFAXまたはメールにて送付。**

※受渡日程のご希望に添えない場合、借用者に日程変更をお願いする場合があります。

③用具の受渡

借用者は、**貸出票を持参し**、用具保管場所で用具を受取。

※貸出票は、用具保管場所が確認後、借用者に返却しますので、用具返却まで保管をお願いします。

④用具の返却

貸出を受けた用具保管場所に用具を返却。

※返却の際、借用者にて用具の清掃を行ってください。

※破損、紛失等あった場合は、**返却前に大分県障がい者スポーツ協会に連絡**してください。

注意事項

- ・貸出用具の保管場所が2ヶ所以上の場合、保管場所ごとに申請書を提出してください。
- ・用具の貸出状況及び使用状況によっては、希望に添えない場合があります。
- ・借用者の故意及び過失による用具破損は、借用者に原状復帰をお願いする場合があります。
- ・**不明点の問合せは、大分県障がい者スポーツ協会にお願いします。**

問合せ先

大分県障がい者スポーツ協会（土・日・祝・年末年始除く 9：00～17：00）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁別館1階 障害者社会参加推進室内

TEL：097-533-6006 FAX：097-506-1736

MAIL：info1961@oita-syotaijyo.org HP：www.oita-syotaijyo.org/

